

●香川県告示第425号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成26年12月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第6号
- 2 指 定 年 月 日 平成26年12月5日
- 3 指定道路の位置 観音寺市植田町字北原347番1、348番1及び同地先農道水路並びに村黒町字榎ノ内92番1
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.24メートル及び6.10メートル
延長 86.38メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。